



乾燥する冬、火の取り扱いに注意！

野焼きは原則禁止です

毎年、野外での焼却時に、風に煽られて周辺の枯れ草などに延焼する火災が非常に多く発生します。廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一部の例外を除き、野焼きは禁止されています。簡易焼却炉・ドラム缶などを用いた焼却も同様に禁止されています。

特に、不法な廃棄物の焼却は直接罰を伴う規定があり、違反した場合は、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金に処されることがあります。

野焼きにより焼却されているものの多くは、ごみの日に適正に排出すれば回収できるものです。火災につながる危険のほか、悪臭や環境汚染・健康被害の原因にもなりますので、必ず決められたごみの日に排出してください。

火を取り扱うときは準備を入念に

冬の時期は、空気が乾燥する上に、火気を使用する機会が多くなるため火災が発生しやすくなります。焚き火などで火を取り扱う時には、以下の準備をしましょう。

- 必ず水の入ったバケツなど消火準備をしておく
- その場を離れる時は、必ず消火する
- 周辺住民から苦情が出た場合は焼却を中止する
- 一度に大量に燃やさない
- プラスチック、ビニール類を燃やさない



消防NEWS

第29回全国消防大会に出場

10月29日、千葉県消防学校において第29回全国消防操法大会が開催され、茨城県代表として常陸大宮市消防団が出場しました。

日々の訓練の成果を大会で発揮し、「敢闘賞」を受賞しました。



小型水槽付消防ポンプ自動車運用開始

11月10日、小型水槽付消防ポンプ自動車(CD-I型)の車両更新に伴い、消防本部にて運用開始式開かれました。式では、鈴木市長から助川東消防署長へ鍵の授与と安全祈願が行われました。

